

目 次

1. 大分県警察本部へソーラー式パト看板を寄贈	1
2. 安全性優良事業所（Gマーク事業所）の積極的利用 及び「標準的な運賃」告示に伴う理解について要望	3
3. 令和2年度 企業物流セミナー（オンライン配信）の開催について	4
4. 引越時期の分散にご協力をお願いします！	5
5. 街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果	7
☆行政だより	
(1) 大雪に対する緊急発表を踏まえた輸送の安全確保について	8
(2) 冬用タイヤの安全性を確認することをルール化しました	9
(3) 特殊車両の適切かつ合理的な誘導に向けて	12
(4) SA・PA内のレストラン等飲食店の営業時間短縮を受けた対応について	15
(5) 後部座席を含むシートベルト着用の徹底について（依頼）	17
(6) 運輸事業者の防災情報活用を促すワークショップの開催について	19
☆国税だより	20
☆陸災防だより	21
☆大分産業機械技能教習所だより	23
☆お知らせ	
(1) NASVAからのお知らせ 初任・適齢「出張カウンセリング」の実施について	24
(2) 国道10号の夜間全面通行止めのお知らせ	25
(3) 青年部だより	28
(4) 新入会員紹介	28
(5) 会員名簿訂正方をお願い	29
(6) 燃料情報	29
(7) 行事予定表	31
(8) 帳票関係FAX注文書	32

当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。

大分県警察本部へソーラー式パト看板を寄贈

大分県庁舎本館で贈呈式を開催

公益社団法人大分県トラック協会（仲浩会長）は令和3年1月26日(火)、大分県警察本部へ交通安全啓発資材として、パトカーを模した看板12基を寄贈し、その寄贈式が大分県庁舎本館で行われた。

寄贈式には、大分県トラック協会から、仲浩会長、仲摩一夫副会長、村本茂副会長が出席。大分県警察本部からは、竹迫宜哉本部長、木村浩和交通部長、三浦一也交通部参事官が出席した。

はじめに、大分県トラック協会の仲会長が「私どもトラック輸送産業においても事故ゼロは悲願であり、業界の社会的使命であるとともに、社会と共存するための礎であると感じている。昨年は事故件数2,437件、負傷者数3,020名と一昨年と比較すると減少したものの、43名もの尊い命が失われたことは胸が痛むところである。私どもトラック輸送を見ると、県内の事故件数79件、うち死亡事故で3名の方が亡くなり憂慮することである。本日は、交通事故ゼロを目指して事故防止に役立てていただきたく、パトカーの交通安全看板12基を贈呈させていただく」とあいさつした。

次いで、目録の贈呈が行われ、仲会長から竹迫本部長にソーラー式パト看板12基の目録が贈られた。代わって、竹迫本部長からは感謝状が仲会長に贈られた。



竹迫本部長⑤に、パト看板の目録を贈呈する仲会長⑥

感謝状



目録贈呈ののち、竹迫本部長が「この度、ソーラー式パト看板を頂戴しおかげさまで県内主要の警察署の全ての管轄内でパト看板を設置することができ、非常に感謝している。県内の交通事故発生件数は16年連続で減少しているが、残念ながら重傷者と死亡者が逆に増加している。この度、ソーラー式パト看板を頂戴して、貴協会に加盟するドライバーだけでなく、一般ドライバーの方にも注意をうながすことができ大変嬉しく思う。県警察としても交通死亡事故の過去最少を目指して日々努力しているところである。大分県警としては、いただいたパト看板を最大限活用して、トラック業界の皆様方と手を携えて、一件でも交通死亡事故を減らすよう努力していきたい」と述べた。



贈られたソーラー式パト看板

大分県トラック協会では、これまで各支部単位で所轄の警察署にソーラー式パト看板や交通安全グッズなどを寄贈しており、交通事故防止のため活用されている。

寄贈されたパト看板は約100メートル手前から確認することができ、ソーラー式充電電池で赤色灯などが点灯、夜間は車のライトが当たることで夜光塗料が反射し、ドライバーからはパトカーがいるように見える。



【大分県トラック協会】中央から右、仲会長、仲摩副会長、村本副会長

【大分県警察本部】中央から左、竹迫本部長、木村交通部長、三浦交通部参事官

安全性優良事業所（Gマーク事業所）の積極的利用 及び「標準的な運賃」告示に伴う理解について要望

大分運輸支局 河津隆幸支局長と（公社）大分県トラック協会 仲浩会長は、令和3年1月29日（金）、大分商工会議所4階会頭室において、大分県商工会議所連合会 吉村恭彰会長へ「安全性優良事業所（Gマーク事業所）の積極的利用及び「標準的な運賃」告示に伴う理解」について要望した。

要望は、河津支局長から「安全・安心」の確保に向け、発・着荷主への配慮義務、「標準的な運賃」告示に伴う理解、荷主企業との協働による「ホワイト物流」促進運動への参加について協力を求めた。

仲会長から、人手不足をはじめとする規制緩和後の業界の状況を説明、Gマーク普及定着に務め「安全・安心の輸送サービス」を提供していくために、Gマーク事業所の優先利用への支援を要望した。また、他業種に比べ2割労働時間が長く2割賃金が低いといわれるトラック業界の現状を説明、「働き方改革」に取り組むためにも「標準的な運賃」告示に伴う理解について要望した。

吉村会長から、県下の会議所及び会員企業への周知を図っていくとの話があった。

【出席者】

- 大分商工会議所連合会 吉村恭彰会長、 中島英司専務理事
- 大分運輸支局 河津隆幸支局長、吉岡順一首席運輸企画専門官、本田勝司首席運輸企画専門官
- （公社）大分県トラック協会 仲浩会長、広沢稔専務理事、益永浩常務理事、佐藤来課長



左から、河津支局長、吉村会長、仲会長

令和2年度

企業物流セミナー（オンライン配信）の開催について

大分県トラック協会では、業界の直面する諸課題に対し組織力の基盤強化、事業の健全な発展を図り、安定した輸送の供給を期することを目的に、標記セミナーを下記のとおり開催いたします。

なお、本セミナーは新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、講師は東京自宅からのオンライン配信（ZOOM）での講演となります。

つきましては、参加方法を選択していただき、令和3年2月22日(月)までにお申し込み頂きますようお願いいたします。

記

1. 開催日時 令和3年3月1日(月) 13:30～15:00
2. 開催場所 レンブラントホテル大分 2階「二豊の間」
〒870-0816 大分市田室町9-20 TEL 097-545-1027
※会場以外でのオンライン視聴も可能となっております。
3. 受講対象 経営者及び管理者 【会場】定員50名 【オンライン】定員100名
4. 講師 元スターバックスコーヒージャパン代表取締役最高経営責任者
(株)リーダーシップコンサルティング 代表 岩田松雄様
5. テーマ 「ミッション:コロナ禍での求心力の必要性」(仮称)
6. 申込方法 ①・②のいずれかをお選びください。
①会場での視聴者:別紙1「参加申込書」をご記入のうえ、協会事務局宛にご返送下さい。 **先着50名までとさせていただきます。**
②オンラインでの視聴者:別紙2「オンライン視聴者用申込案内」から直接お申込下さい。 **申込サイト** <https://rod-m.com/210301/8003.html>
7. その他 当日は受付での検温、マスクの着用、アルコール消毒にご協力をお願いいたします。

同封している案内に基づき申し込み下さい（別紙1・別紙2）

引越時期の分散にご協力をお願いします！

～3月の引越件数は通常月の約2倍！混雑時期を外してスムーズな引越を～

引越は、3月から4月にかけて依頼が集中します。ピーク時期の引越を避けるなどの引越時期の分散にご協力をお願いします。

1. 引越時期の分散について

例年、引越事業においては、3月から4月にかけて依頼が集中しているため、国土交通省では、引越時期の分散に向けて昨年から経済団体等を通じて利用者の方々に呼びかけを行っているところです。

引越時期の分散については、引越サービスの利用者の方々にも大きなメリットがあり、例えば、昨年、引越時期を最繁忙期から避けていただいた利用者の方々から「3月末の土日の引越と比べて、引越代金が安くなった」「会社の従業員の引越に係るコストを抑えることができた」「3月の最終週から引越時期をずらすことで、予約が取りやすくなった」などの声が上っています。

引越時期の分散にご協力いただいた結果、一定程度引越時期の分散が進んでいるところですが、依然として3月・4月に依頼が集中しています。つきましては、本年の引越におかれましても、ピーク時期の引越を避けるなどのご協力・ご検討をお願いします。

2. 国土交通省における取組

国土交通省では、引越時期の分散に向けて、新たに以下のような取組を実施します。

○経済団体等への要請

経済団体を通じて、民間企業の異動時期分散化の検討要請

○国土交通省職員の異動

4月期の人事異動に伴う引越を行う職員のいわゆる「就任期間」の活用

○その他

全国の地方運輸局における引越のトラブル等に関する情報提供窓口の設置

かしこい引越

～上手な引越のために知っておきたいこと～



◎ 引越の準備はお早めに！ ◎

引越は、毎年3月中旬から4月初旬がピーク期間となります。ピーク期間に限らず、できれば土・日曜日や祝祭日避けて、平日を選ぶことが“かしこい引越”のポイントといえます。

◎ しっかり見積りを取りましょう！ ◎

.....▶ 詳しくは中面を！

◎ 荷造りのポイント ◎

- **衣類やバックは大きなダンボールに！**
衣類は大きなダンボールに入れます。詰め込まずに余裕を持って入れるのがしわを防ぐコツです。バッグも中に詰め物をし、かさならないように入れます。中で動いてしまわないように隙間をペーパーで埋めておきます。
- **本などの重たい物は小さなダンボールに！**
CDなども小さなダンボールに。割れを防ぐために立てて入れましょう。
- **パソコンなどの電子機器**
取扱いについて、事前に運送業者に相談しましょう。データが消失しても、原則補償の対象外となりますので、データのバックアップをお願いいたします。
- **食器の詰め方**
1つずつペーパーなどで包みます。平積みは下に重さがかかり割れる原因になります。お皿やコップは立てて入れましょう。箱の中で動かないように隙間をペーパーなどで埋めておきましょう。
- **調味料などの瓶の詰め方**
ピンはペーパーで包み、立てて入れます。口の開いている物はビニールへ入れ、箱の中で動かないように隙間を埋めておきましょう。



◎ 電気製品などについて ◎

- **冷蔵庫**
冷蔵庫の中身、製氷器の水等の処分や漏水を防ぐため、前日にプラグを抜いて霜取りを行ってください。蒸発皿の水も忘れずに捨ててください。
- **洗濯機**
一度スイッチを入れて排水状態にしてから水を抜き、排水ホースの中に水が残っていないか確認してください。
- **ドラム式洗濯機**
中のドラムが動かないように、専用ピンで固定する必要があります。専用ピンは購入時に取扱説明書などに付属しているので用意しておいてください。見つからない場合は早めにメーカーに問い合わせしておいてください。
- **石油ストーブ**
タンク内の灯油を抜いて風通しのよいところで空焚し、電池を抜いておいてください。
- **エアコン**
エアコンは当日の状態によって追加料金をいただく場合があります。設置場所によってホースの長さが足りない、ホースの痛みやガス抜けなどにより追加料金が発生する場合がありますのでご注意ください。



◎ 捨てる物は思い切って捨てましょう ◎

引越はいらないものを処分するのによい機会です。普段使用しないものから徐々に始めましょう。

- **ゴミの処分は自治体などにご相談を！**
ゴミは出される方が責任を持つのがルールです。基本的に引越事業者は処分品などを引き取ることはできません。

お問い合わせ下さい

- ・ゴミの処分 市区町村
- ・家電リサイクル品 販売店など
(エアコン・TV・冷蔵(凍)庫・洗濯機)
- ・パソコン メーカー

◎ 引越当日の注意 ◎

- **お客様が携帯できる貴重品は、お客様ご自身で管理をお願いします。**
現金、有価証券、貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑など
※持ち運べない貴重品や高級家具などは運送事業者へ申告が必要です。
- **以下の場合は、運送事業者と一緒に残っている荷物がないかどうか、確認をお願いいたします。**
 - ・部屋からすべての荷物を運び出したとき
 - ・新居に到着しトラックから荷物がすべて運び出されたとき

※ (公社)全日本トラック協会作成資料より抜粋

街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」とし街頭啓発活動を実施していますが、令和3年1月に実施された結果についてご報告致します。

支部名/分会名		時 間	場 所	事業所数	人 数	備 考
大分西	中央西	7:30~8:00	大分市新川町 新川交差点	6社	6人	1月20日
	大分南	7:30~8:00	由布市 庄内庁舎前	4社	7人	1月20日
大分東	大分東	7:30~8:00	大分市 大分東警察署前	10社	10人	1月20日
別 杵	杵 築	7:30~8:00	国東市 武蔵みなと交差点	16社	16人	1月20日
	別 府	7:30~8:00	別府市 九州横断道路入口	10社	17人	1月29日
県 北	中 津	7:45~8:15	中津市 田尻交差点	9社	16人	1月20日
	宇佐・豊後高田	7:45~8:15	宇佐市 柳ヶ浦高校前	9社	10人	1月20日
西 部	玖 珠	7:30~8:00	玖珠郡玖珠町山田 玖珠分会事務所前	2社	3人	1月20日
	日 田	7:30~8:00	日田市 玉川交差点	4社	5人	1月20日
県 南	臼 津	11:00~11:30	津久見市 津久見交番前	11社	11人	1月20日
	佐 伯	7:30~8:00	佐伯市 佐伯警察署前	8社	9人	1月20日

※1月29日現在、報告受理分のみ掲載

街頭啓発活動の様子



中津分会



宇佐・豊後高田分会



別府分会



日田分会



玖珠分会



中央西分会



大分南分会



臼津分会



佐伯分会

大雪に対する緊急発表を踏まえた輸送の安全確保について

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じ、国土交通省自動車局から周知依頼がありましたので、お知らせします。

国自安第169号
令和3年1月6日

公益社団法人 全日本トラック協会長 様

国土交通省自動車局安全政策課長

大雪に対する緊急発表を踏まえた輸送の安全確保について

降積雪期の対応については、既に「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について（令和2年12月4日付け国自安第144号）」及び「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について（再周知）（令和2年12月18日付け事務連絡）」において降積雪期における輸送の安全確保について依頼しているところですが、改めて当該通達の徹底を図るとともに、特に下記の事項について取り組んでいただき、降積雪期における輸送の安全確保に万全を期すよう貴会傘下会員に対し、周知方お願いします。

また、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに運行し、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第11条又は旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第20条の規定に違反したことが確認された場合については、行政処分を行うことになるので、併せて周知方お願いします。

記

1. 大雪及び暴風雪に備え、最新の気象情報や交通情報等に留意するとともに、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保に万全を期すこと。
2. 冬用タイヤの確認に当たっては、摩耗劣化の状況等を確認すること。

＜参考＞（一社）日本自動車タイヤ協会のチラシ

https://www.jatma.or.jp/tyre_psd/othernews03.pdf

3. 暴風などの異常気象時においてトラックによる貨物の運送を行う場合には、輸送の安全を確保するための措置を講じる目安を通達しているため、確認すること。

＜参考＞ 国土交通省HP

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000210.html

冬用タイヤの安全性を確認することをルール化しました

標記について、国土交通省自動車局整備課ならびに安全政策課から周知依頼がありましたので、お知らせします。

令和3年1月26日
自動車局整備課
自動車局安全政策課

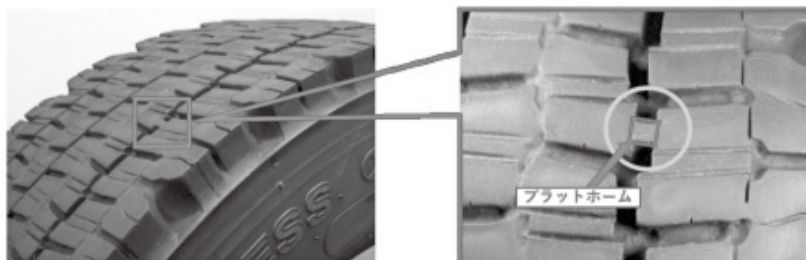
冬用タイヤの安全性を確認することをルール化しました ～雪道では、使用限度を超えた冬用タイヤの使用は厳禁です～

昨年末以降の大雪により、関越道や北陸道において多くの大型車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、バス・トラック運送事業者は、雪道において適正な冬用タイヤを使用していることを確認しなければならないこととしました。

1. 改正の概要

- (1) 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正
 - 整備管理者は、雪道を走行する自動車のタイヤについて、溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度*よりもすり減っていないことを確認しなければなりません。
 - 運行管理者は、雪道を走行する自動車について、点呼の際に上記事項が確認されていることを確認しなければなりません。
- (2) 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正
 - 乗合バス・貸切バスについて、上記(1)と同様に改正を行います。

※国内メーカー等の冬用タイヤでは、使用限度の目安として、溝の深さが新品時の50%まですり減った際にプラットホームが溝部分の表面に現れます。



2. スケジュール

公 布：令和3年1月26日(火)

施 行：公布の日

冬用タイヤの溝深さに注意！

-大型車の冬用タイヤに関する使用上の注意点-

- 道路で大型車が立ち往生すると、深刻な交通渋滞や通行止めを引き起こします。積雪・凍結道路においては、**必ず適切な冬用タイヤを装着**するなど適切な措置を講じてください。
- 交通渋滞等を引き起こした運送事業者等には監査を行い、**講じた措置が不十分と判断されれば処分の対象**となります。



積雪・凍結道路では、**冬用タイヤを全車輪に装着**

⇒ 冬用タイヤは全車輪に装着しないと**挙動が安定しません。**



冬用タイヤの**溝深さが新品時の50%以上**あることを確認

⇒ 溝深さ**50%**を示す「**プラットフォーム**」で、**運行前に必ず確認**してください。（一部海外メーカー品は除く）



積雪・凍結道路での運行前に、**運転上の注意点を把握**

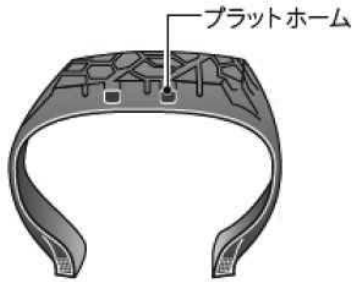
⇒ 積雪・凍結道路においては、
・**低速ギアでゆっくり発進**
・**坂道を登り終わるまでギアチェンジしない**
など、運転操作の注意が必要です。



プラットホームとは？

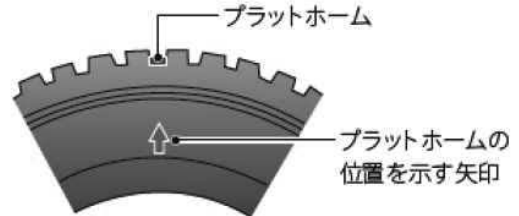
●プラットホームとは

日本国内における道路交通法施行細則等によって定められた冬用タイヤとしての使用限度の目安となる新品時の溝深さから50%の位置にあるゴムの盛り上がりを設置した部分をいいます。



●プラットホームの位置

プラットホームの位置を示す△がタイヤの両側面にそれぞれ周上4ヶ所以上に表示されています。



残り溝深さが「プラットホーム」に達している状態。冬用タイヤとして使用できません。

運転上の注意点

- ①低速ギアでゆっくり発進し、タイヤを空転させない。
- ②急坂道では登り終わるまで低速ギアを使用し、ギヤチェンジしない。
- ③急発進、急加速、急旋回及び急停止は避ける。柔らかくブレーキ。
- ④カーブに入る前に減速する。速度は控えめ。十分な車間距離。
- ⑤冬用タイヤの性能には限界があるので、運転時は細心の注意を払う。
- ⑥冬用タイヤを乾燥路や湿潤路で使用する場合は走行速度に注意する。

特殊車両の適切かつ合理的な誘導に向けて ～誘導等ガイドラインの作成と誘導車の配置条件の改正～

標記について、道路局道路交通管理課から周知依頼がありましたので、お知らせします。

令和2年12月25日
道路局道路交通管理課

特殊車両の適切かつ合理的な誘導に向けて ～誘導等ガイドラインの作成と誘導車の配置条件の改正～

特殊車両の適切かつ合理的な誘導に向けて、誘導等に係るガイドラインを作成するとともに、特殊車両の運転者と講習を受講した誘導車の運転者の緊密な連携を前提に、特殊車両の通行許可に付される誘導車の配置条件を合理化します。

- 特殊車両の通行許可の際に誘導車の配置に関する条件が付されることがあります。今般、特殊車両の通行の安全性の向上を図るため、国土交通省において、「特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン」を作成し、誘導車の役割や誘導方法、特殊車両の通行方法等を明確にしました。
- これにあわせ、当該ガイドラインの内容についての講習を受講した者に誘導車の運転を限定することで、これまで特殊車両の前後に誘導車が必要であった条件を合理化し、道路の構造の保全や交通の危険防止に支障のない場合は、交差点等においては前方、橋梁などにおいては後方に1台を配置することで、通行が原則可能になります。(令和3年3月29日施行)
- 誘導車の配置条件が付された場合には適正に誘導車を配置すること、また、特殊車両の運転者は、通行にあたり、これまで以上に周辺状況への配慮が必要となることから、誘導車と連携した安全な通行等について、運送事業者等に周知してまいります。

『特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン』

URL: http://www.tokusyaktmilit.go.jp/PR/pdf/yudo_gaidorainpdf

『国土交通省が定める講習一覧』

URL: <https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/haitijoken/koshu/>

■ 特殊車両を運転するドライバーの方へ!!

- ★ 通行条件の見直しにより、特殊車両の通行方法も明確化しました。
- ★ 特に、条件の付いた橋梁等に進入する際には、自ら前方の他の車両との距離を十分に確保する等して、同一径間内を他の車両と同時に通行しないことが必要です。

■ 誘導を他の事業者に外注する方へ!!

- ★ 通行が終了するまでの間、以下の方法等により、誘導車の運転者の受講修了を必要に応じて確認できるようにして下さい。
 - 受講修了書の写しを事前に提出させ、控えておくこと。
 - 誘導車の運転者が、本人の受講修了書を携行していることを確認しておくこと。

※取締時等において確認できない場合は、通行条件違反となります。

■ 誘導車を運転するドライバーの方へ

- ★ 誘導車を運転する前に、国土交通省が無償で提供するオンライン講習等の受講が必要です。

オンライン講習は、令和2年12月25日から開始されます!!

〈国土交通省が定める講習一覧〉

【URL】<https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/haitijoken/koshu/>



特殊車両通行許可限度算定要領について

(昭和五三年一二月一日 建設省道交発第九九号、道企発第五七号)

表-1.2 通行条件の区分

【現 行】

記号 区分	内	容
	重量に関する条件	寸法に関する条件
A	徐行等の特別な条件を付さない。	徐行等の特別な条件を付さない。
B	徐行および運行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。
C	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D	徐行、連行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他車両が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。 道路管理者が別途指示する場合は、その条件も附加する。	

注) 「連行禁止」とは、2台以上の特殊車両が縦列をなして同時に橋、高架の道路等の同一経間を渡ることを禁ずる措置をいう。



【改正案】

記号 区分	内	容
	重量に関する条件	寸法に関する条件
A	特別な条件を付さない。	特別な条件を付さない。
B	徐行することを条件とする。	徐行をすることを条件とする。
C	以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の経間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。	(屈曲部、幅員狭小部又は上空障害箇所の通行の場合) 以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて通行すること。 (交差点の左折又は右折の場合) 以下を条件とする。 ① 徐行すること。 ② 対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折すること。
D	以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の経間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。 ④ 隣接する車線の前方(隣接する車線が同一方向の車線である場合は後方)を十分に確認し、他の車両が隣接車線を通行しようとしているときは橋梁等への進入を控えることなどによって、可能な限り、隣接する車線における一の経間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること(すれ違い、追越し等によってやむを得ず他の車両が一の経間を通行することになるときは一時停止すること。)	

注) 「徐行」とは、車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。

注) 誘導車は、特殊車両以外の車両で、国土交通省が提供するオンライン教材による講習又はこれに準ずるものとして国土交通省のホームページに掲載された講習を受講した者(有効な受講修了書を有する者に限る)が運転するものであることを確認できるものに限る。

SA・PA内のレストラン等飲食店の 営業時間短縮を受けた対応について

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じ、国土交通省自動車局貨物課長から周知依頼がありましたので、お知らせします。

事務連絡

令和3年1月22日

各都道府県トラック協会 専務理事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

常務理事 藤原利雄

SA・PA内のレストラン等飲食店の 営業時間短縮を受けた対応について

さて、今般、国土交通省自動車局貨物課長から別紙のとおり「SA・PA内のレストラン等飲食店の営業時間短縮を受けた対応について(依頼)」の事務連絡が発出されましたので、貴協会傘下会員事業者に対する周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

なお、「『緊急事態宣言等に伴うSA・PA飲食関連施設の営業状況』の周知」については、別途全ト協のホームページに掲載することとしております。

国土交通省自動車局貨物課長 発出文書

SA・PA内のレストラン等飲食店の営業 時間短縮を受けた対応について (依頼)

今月発出された緊急事態宣言を受け、高速道路上に設置されるサービスエリア(SA)・パーキングエリア(PA)内のレストランやフードコート等の飲食店においては、関係する都府県からの営業時間短縮の要請を踏まえ、午後8時までの営業としているところです。

一方で、物流を支えるトラック運転者等の高速道路利用者に対して飲食物を購入できる場所を確保することは重要であることから、SA・PA内におけるコンビニエンスストアやテイクアウトサービス等については、可能な限り営業を継続しているところです。

この度、当省及び各高速道路会社において、「『緊急事態宣言等に伴うSA・PA飲食関連施設の営業状況』の周知」のとおり、営業情報を取りまとめましたので、貴協会におかれましては、傘下会員に対し、周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

(別 紙)

「緊急事態宣言等に伴うSA・PA 飲食関連施設の営業状況」の周知

○各高速道路会社において、既に各会社HP上に緊急事態宣言等に伴うSA・PA施設の営業状況について掲載をしていますが、飲食関連施設等の営業時間等をより分かりやすく周知するため、会社HPの目立つ場所において、「緊急事態宣言等に伴うSA・PA飲食関連施設の営業状況」のバナー又はリンクを設置し、当該営業状況に関する専用ページを今回設置します。

今回設置する「緊急事態宣言等に伴うSA・PA 飲食関連施設の営業状況」の専用ページのリンク先

○ 東日本高速道路株式会社:

https://www.driveplaza.com/sapa/info/business_hourschange.html

(参考) 既存掲載場所: 同上

○ 中日本高速道路株式会社:

<https://sapa.c-nexco.co.jp/topics?id=1807>

(参考) 既存掲載場所: 同上

○ 西日本高速道路株式会社:

<https://www.w-holdings.co.jp/news/archives/kinkyu-sapa-oh.html>

(参考) 既存掲載場所: <https://www.w-holdings.co.jp/>

○ 首都高速道路株式会社:

https://www.shutoko.jp/news/2021/data/01/08_pa/

(参考) 既存掲載場所: 同上

○ 阪神高速道路株式会社:

<https://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/topics/sapa.html>

(参考) 既存掲載場所: 営業時間の短縮を行っていないため、掲載なし

○ 本州四国連絡道路株式会社:

<https://www.jb-highway.co.jp/topics/shosai.php?id=210>

(参考) 既存掲載場所: 同上

○今回設置する専用ページにおいて、近日中に、SA・PA飲食関連施設の営業状況を整理した一覧表を各高速道路会社において掲載予定です。今後、各高速道路会社において、内容の変更等に応じて、随時更新予定です。

後部座席を含むシートベルト着用の徹底について（依頼）

標記について、大分県交通安全推進協議会ならびに各市町村交通安全推進（対策）協議会および各振興局を通じて、大分県交通安全推進協議会 広瀬勝貞会長から協力依頼がありましたので、お知らせします。

交推協第117号

令和3年1月21日

大分県交通安全推進協議会委員・幹事
各市町村交通安全推進（対策）協議会長 殿
各 振 興 局 長

大分県交通安全推進協議会
会 長 広 瀬 勝 貞

後部座席を含むシートベルト着用の徹底について（依頼）

さて、当協議会では、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」を交通安全県民運動実施要綱の推進事項に掲げ、各種啓発を呼びかけてまいりました。

しかしながら、昨年10月に一般社団法人日本自動車連盟（J A F）と警察庁が合同で実施したシートベルト着用状況全国調査では、本県の後部座席のシートベルト着用率が、高速道路等においては74.0%（前年比+7%）、一般道では24.8%（前年比-1.9%）と、いずれも全国平均^(*)を下回る大変憂慮すべき結果となりました。

こうした状況を踏まえ、

○点数制度の対象となるか否かにかかわらず、後部座席を含めた全ての座席でシートベルト着用義務が課せられていること

○シートベルト非着用の場合、車内で頭部を強打したり、車外に放出されて高速度で道路に投げ出されるなど、重大な事故に至ること

等、シートベルト着用に関する正しい知識と、非着用時の危険性について、あらゆる機会を通じて広報していただくとともに、職員の皆様にも徹底していただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の広報を目的としたチラシを作成しましたので、ご活用ください。

※後部座席シートベルト着用率の全国平均 一般道 40.3% 高速道路 75.8%

後部座席でも必ず シートベルトを着用しましょう！

大分県の一般道での後部シートベルト着用率は24.8%
(R2年JAF調査：全国ワースト4位)

シートベルトについて正しく理解しましょう

Q 一般道では後部シートベルトを着けなくても点数がつかないから違反じゃないんでしょ？

A **違います！**

一般道でも後部シートベルトの着用は道路交通法第71条の3で義務化されています！

Q シートベルトを着けないとどうなるの？

A 事故の際に体が固定されないため、

①車内で体を強打する



②車のガラスを突き破り、
車外に放出される



③同乗者どうしでぶつかるなど、**重大な事故につながります**

※後部シートベルト未着用の死者の約25%は車外放出（H22～R1警察庁統計）

Q 大分でもシートベルト未着用の事故が発生してるの？

A 令和2年中に発生した四輪車乗車中に発生した死亡事故のうち、死者の約5割（13名中6名）がシートベルト未着用でした

大分県交通安全推進協議会

運輸事業者の防災情報活用を促すワークショップの開催について

標記について、九州運輸局総務部長から周知依頼がありましたので、お知らせします。

九運総務第164号

令和3年1月20日

関係団体の長 殿

九州運輸局総務部長

国土交通省では、今年度「総力戦で挑む防災・減災プロジェクトとりまとめ」関連の施策として、運輸防災マネジメント指針の策定や鉄道事業者の防災力向上に向けたワークショップ開催など運輸事業者の防災意識向上のための取組を進めているところです。

九州運輸局では、このプロジェクトの一環として運輸事業者を対象に下記のとおり防災情報活用に向けたワークショップを開催することといたしましたので、傘下会員事業者への周知をお願いいたします。

記

1. 開催日時

令和3年2月25日(木) 13時30分から15時00分

2. 開催方法

オンライン開催 (WebEX)

3. 対象者

各運輸事業者において防災担当部署に所属する方

4. 定員

オンライン形式 100名 (先着順)

5. 申込み方法

国土交通省HPから申込みをお願いします。

<https://reg23.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=rh-qarc-7ce58a708e6a3b116fe50e1bb5f48bf9>

受付期間: 令和3年1月25日(月) 13時00分～令和3年2月19日(金) 17時00分

(ただし、定員になり次第終了)

6. 講義内容

- (1) 防災気象情報の利活用について (福岡管区气象台)
- (2) 九州地方整備局の防災対応と発信情報について (九州地方整備局)
- (3) 運輸防災マネジメントについて (九州運輸局) 〈国土交通省HP〉

●国 税 だ よ り

○確定申告は正しくお早めに

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、令和3年2月16日(火)から令和3年3月15日(月)まで、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の確定申告期間は、令和3年1月4日(月)から令和3年3月31日(水)までとなっています。

また、令和2年分の贈与税の申告期間は、令和3年2月1日(月)から令和3年3月15日(月)までとなっています。

税務署及び申告相談会場では、咳・発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、来署(場)をご遠慮いただいております。

また、来署(場)される皆様の健康と安全を考慮し、職員の手洗い・うがいやマスク着用など、感染予防対策を講じています。来署(場)される皆様についても、手洗い、マスクの着用など、感染予防へのご協力をお願いします。

なお、令和2年度の申告相談会場では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、混雑を回避するため、後日の来場をお願いする場合があります。

確定申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、ご自宅で作成し、e-Tax又は印刷して郵送等により提出することもできますので、是非ご利用ください。

○国外財産調書の提出について

居住者の方で、令和2年12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、その財産

の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、令和3年3月15日(月)までに税務署に提出することになっています。

○財産債務調書の提出について

所得税等の確定申告書の提出が必要な方で、令和2年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、令和2年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその

価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を令和3年3月15日(月)までに税務署に提出することになっています。

○大分税務署 (電話 097-532-4171) ※自動音声案内

陸災防だより

令和3年度 講習案内

～ 現場の安全は、教育から ～

◆受講希望日が決まりましたら、電話にてご予約下さい。

(講習月の2ヶ月前から受付開始、予約締切は講習日3週間前まで)

- | | |
|--|--|
| ◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名)
大分労働局長登録・登録番号第48-5号
(2024年3月30日まで有効) | 6月24日(木)・25日(金)
10月6日(水)・7日(木)
1月26日(水)・27日(木) |
| ◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員30名) | 7月16日(金) |
| ◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員30名) | 9月3日(金) |
| ◎交通労働災害防止担当管理者教育 (定員20名) | 10月22日(金) |

※各々定員を表示しておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況により変更する場合があります。

【受講料等のご案内】(税込)

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩しの実務経験3年以上	8,800円	1,595円
積卸し作業指揮者		7,700円	1,925円
車両系荷役運搬機械		7,700円	1,925円
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写し	5,500円	1,595円

【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部 (リクサイボウオオイトケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担でお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。(申込書も2週間前までに提出ください。)

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。

(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

〔問い合わせ先〕

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大分県支部

☎ (097) 556-7866

FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27
大分県トラック会館内

受講申込書（修了証台帳）

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

縦3.0cm 横2.4cm
 写真の裏に氏名
 を記入のこと。
 デジカメ 不可
 カラーコピー 不可
写真1枚
 (貼らないこと)

受講年 月 日	自 令和 年 月 日	受講講習名	
	至 令和 年 月 日		

フリガナ 氏 名	男 ・ 女	※ 修了証 交付	番 号	第 号
生年月日	昭和 平成	年月日	令和 年 月 日	
現住所	〒 [][][] - [][][][]		TEL	- -
			携帯電話	- -
			FAX	- -
勤務先 所在地	〒 [][][] - [][][][]		TEL	- -
			FAX	- -
フリガナ 名称			※ 事業主 証明	昭和・平成 年 月から 平成・令和 年 月まで 経験 年 ヶ月 (印)

下欄に、本人確認書類(自動車運転免許証)の写しを添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	

- 注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。
 2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。
 (特定の場合とは、はい作業主任者技能講習を指す。)

申込年月日	令和 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	(印)

※	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
照 合			現金・振込		
入金日 / 受講料		テキスト代	合計	円	

大分労働局長登録教習機関 大分産業機械技能教習所だより

令和2年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表

試験種別		講習内容	講習料		講習実施月日		
区別	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	3月
免許	移動式クレーン 登録第38号	全科(学科・実技)	6日	26H	99,000	4,565	11日～12日と 15日～18日
		実技のみ	6日	9H	90,200		
技 能 講 習	車両系建設機械 整地・運搬等 登録第36号	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者 (3ヶ月以上)	3日	14H	49,500	1,400	15日～17日
		全科(学科・実技)	6日	38H	93,500	1,400	1日～4日と8日～9日 22日～26日と29日
	解体用 登録第3-21号	車両系(整地等・旧解体)技能講習所持者	1日	5H	16,500	1,570	12日 30日
	不整地運搬車 登録第3-23号	車両系(整地等)技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	35,200	1,570	25日～26日
	高所作業車 登録第3-22号	移動式・小型移動式クレーン技能講習所持者	2日	12H	37,400	1,880	8日～9日 22日～23日
		普通運転免許所持者	3日	14H	38,500	1,880	8日～10日
		普通運転免許なし	3日	17H	47,300	1,880	22日～24日
	小型移動式クレーン 登録第3-20号	玉掛・床上クレーン技能講習 クレーン免許所持者	3日	16H	41,800	1,340	9日～11日 23日～25日
		免除なし	3日	20H	46,200	1,340	
	玉掛 登録第41号	小ク・床上ク技能講習 移ク・クレーン免許所持者	3日	15H	19,800	1,650	3日～5日 17日～19日
		免除なし	3日	19H	24,200	1,650	
	フォークリフト 登録第4-1号	フォークリフト特別教育(3ヶ月) 大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)	2日	11H	16,500	1,650	8日と12日 22日と26日
大型・中型・普通運転 免許所持者		4日	31H	29,700	1,650	1班 8日～11日 22日～25日	
						2班 8日と15日～17日 22日と29日～31日	
普通運転免許なし		5日	35H	30,800	1,650		
シヨバローダー 登録第4-2号	大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)	2日	11H	15,120	1,836	受講希望者が一定の人数に達した時点で実施を検討します。	
	大型・中型・普通運転 免許所持者	5日	31H	31,320	1,836		
特別教育	クレーン等(吊り上げ過重5ト未満)	2日	13H	12,100	1,705	1日～2日 15日～16日	
	小型車両系(機体質量3ト未満)	2日	13H	12,100	1,340	29日～30日	
	ローラー(制限なし)	2日	10H	12,100	1,360	17日～18日	
	フォークリフト(最大荷重1ト未満)	2日	12H	11,880	1,650	18日～19日	
職長・安全衛生責任者教育		2日	14H	12,100	1,540	10日～11日	
熱中症予防労働衛生教育		1日	3.5H	4,400	1,430		

(問い合わせ先)

※受講申込みの際に、助成金利用の旨をお知らせ下さい。

一般社団法人 **大分産業機械技能教習所**

☎ (097) 554-2246

〒870-0905 大分市向原西1-5-11

FAX (097) 554-2248

初任・適齢診断「出張カウンセリング」の実施について

下記要件を満たした場合自動車事故対策機構が実施する「出張診断カウンセリング」を会員事業所単位で申込できるようになりました。

支部・近隣事業所とのご調整の上、是非ご利用ください。

【申込要件】

- (1) 実施場所が県内であり、受講者 12 名以上（異なる企業でも可）であること
- (2) 令和 3 年 10 月 1 日以降の「木曜日」に実施 所要時間は 60～80 分
- (3) 受講場所の提供
 - ① 気窓が 2 か所以上設置されていること
 - ② ソーシャルディスタンス（受講者同士の距離が 1 m 以上）が確保できること
 - ③ 電源があり、カーテン・ブラインド等がある部屋であること
 - ④ 診断補助員（1 名）の支援
- (4) 適性診断機器（ナスバネット）を契約している事業者等で初任診断・適齢診断のパソコンによる測定部分を事前に受診済みであり、受診後 2 ヶ月以内であること

【申し込み手順】

（申込連絡先 NASVA 診断担当まで 097-558-3155）

日程を調整しますので、予定会場・予定人数をご連絡ください（相談目安 2 ヶ月前）。

ナスバネットにて初任・適齢診断をご受診ください（※トラック協会によるナスバネットの貸出も行っております。貸出につきましては、トラック協会までご相談ください）。

カウンセリングの実施（※受診者は全員、指定時刻に会場に集合）。

【注意事項】

「ナスバネットによる測定」・「カウンセリング」の実施の二つを修了して初めて受診完了になります。片方だけでは未修了になりますので、ご注意ください。

コロナ対策のため「体調不良の方」「37.5 度以上（検温実施）」「濃厚接触者」「海外帰国後 2 週間以内の方」「マスクを着用していただけない方」はカウンセリングの実施ができません。

国道10号(かんたん交差点～白木交差点間) 道路情報表示設備の更新工事に伴う

夜間全面通行止めのお知らせ

国道10号(別大国道)において、下記のとおり道路情報表示設備の更新(新設・撤去)工事を行うため、夜間全面通行止めを行います。

なお、交通規制中は現地案内看板や交通誘導警備員の指示に従い通行して頂きますよう、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

記

- 1. 場 所** 国道10号(別大国道:かんたん交差点～白木交差点間)
- 2. 作業内容** 道路情報表示設備の更新(新設・撤去)工事を行います。
- 3. 規制内容** 夜間全面通行止め
- 4. 迂回路** 県道51号別府挾間線、市道向原別府線、県道601号小挾間大分線
県道207号大分挾間線、市道大分港賀来線、県道696号高崎大分線
※詳細は別紙参照
- 5. 規制日** 令和3年2月22日(月)
(予備日:令和3年2月23日(火))
※夜間車線減少規制は、2月14日～23日(午後9時～翌朝5時30分)
で行います。(金・土曜日を除く)
- 6. 規制時間** 午前2時～午前3時(1時間)
※作業の進捗や天候の影響等により、規制を解除する場合があります。
- 7. その他** 詳細は別紙をご覧ください。

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所
道路副所長:伊藤康弘
防災課長:朝山裕一

代 表:097-544-4167
F A X:097-546-1326

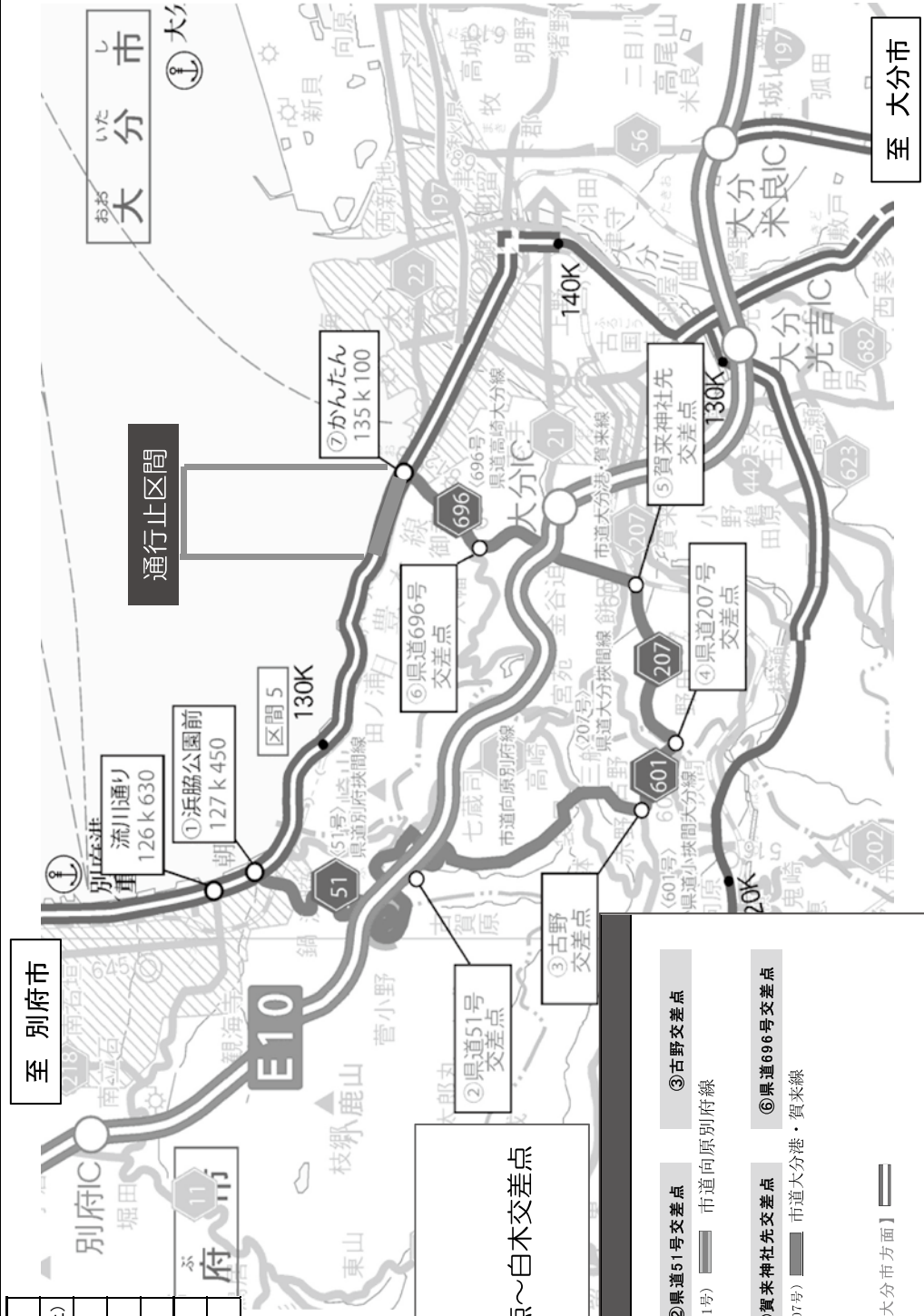
U R L: <http://www.qsr.mlit.go.jp/oita/>
T w i t e r: https://twitter.com/mlit_oita

国道10号の夜間全面通行止めに伴う迂回路について（お知らせ）

令和3年2月22日（月）午前2時～午前3時（1時間）において、国道10号（かんたん交差点～白木交差点間）の夜間全面通行止めを行います。詳細は下記の通りです。

全面通行止め箇所及び迂回路図

凡例	
	国道10号 国道210号（片側2車線以上）
	国道10号 国道210号（片側1車線）
	九州自動車道
	迂回路(国道・県道)
	迂回路(市道・広域農道・側道)
	迂回路(2車線・急カーブ、または1車線)



【全面通行止区間】
 ■ 規制延長：約1.8km
 ■ 区間：かんたん交差点～白木交差点
 ■ 迂回路延長：約20km

- 迂回路 経路案内**
- ① 浜脇公園前交差点(127k450)
 - ② 国道51号交差点
 - ③ 古野交差点
 - ④ 国道207号交差点
 - ⑤ 賀采神社先交差点
 - ⑥ 国道696号交差点
 - ⑦ かんたん交差点(135k100)
- 【中津市方面】 国道10号 国道別府萩間線(51号) 市道向原別府線
 国道小坂間大分線(601号) 国道大分萩間線(207号) 市道大分港・賀采線
- 【大分市方面】 国道10号 国道高崎大分線(696号)



国道10号交通規制 参考

■ 全体スケジュール

日 Sun	月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri	土 Sat
31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
	車線規制					
21	22	23	24	25	26	27
	全面 通行止	車線 規制				
28	1	2	3	4	5	6

※金・土曜日は施工を実施しません。

※作業の進捗や天候の影響等により、規制を解除する場合があります。

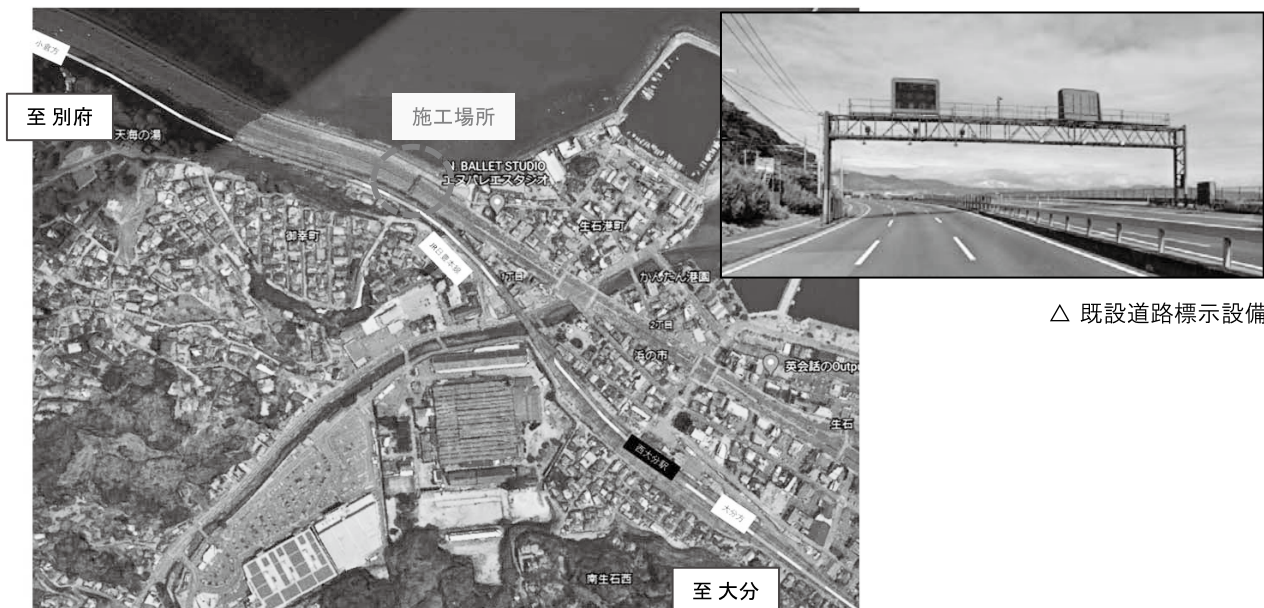
※交通規制時間（車線減少）は午後9時～翌朝5時30分です。

※交通規制時間（全面通行止め）は午前2時～午前3時です。

 : 対象区間に夜間車線減少規制が発生

 : 対象区間に夜間全面通行止め（迂回路通行）が発生

■ 対象場所



青年部だより

令和2年度「全体会議」の開催

大分県トラック協会青年部(小河勇貴会長)は、1月20日(水)大分市の大分県トラック会館にて標記会議を開催し、青年部会員11名が参加した。

全体会議では、「トラックの日」記念イベントの代替案としてのPR動画撮影、企業物流セミナー、物流視察研修について協議がなされた。動画作成による人を集客しない形での業界の効果的なPR方法や、インターネットを利用した講習会の開催など、コロナ禍において、工夫して事業を実施していく具体的な手法などが承認された。

◇青年部会員を募集しています

青年部では、将来の物流の担い手として、知識の習得と会員相互の融和団結を目的に諸々の活動を行っています。

【活動内容】

- ・勉強会
- ・視察研修
- ・「トラックの日」記念イベント
- ・他県青年部との交流会
- ・全ト協青年部会九州ブロック大会
- ・行政懇談会
- ・慈善奉仕事業
- ・その他

【入会資格】

- ・協会会員事業所で、概ね48歳以下の経営者、後継者及び管理者

【問合せ】 公益社団法人 大分県トラック協会青年部事務局 岡部・三好

電話 097-558-6311 メール okabe@ota.or.jp

新入会員紹介

下記の方が、入会されましたので、ご紹介します。

会社名 入会年月日	代表者名	種別	営業所の位置	車両数					TEL
				普	小	被	霊	計	FAX
らいふいんぐ さぼーと 合同会社 Lifing Support 令和3年1月7日	ともなりけんいちろう 友成 健一郎	一般	大分市荏隈1315-3	5				5	097-529-7187 ----- 097-529-8001

会員名簿訂正方のお願ひ

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
2	(有)篠原興業 大分市大字羽屋172番地の8	大分市上田町2丁目2番25号	住居表示の変更
4	大分県農業協同組合 大分市大字羽屋600番地の10	大分市花園3丁目2番10号	住居表示の変更
6	SBSフレックネット(株)九州運営部大分営業所 厚海 政克	工藤 俊之	代表者の変更
7	(株)共同運輸大分営業所 大分市豊海1丁目1994-200 TEL 0978-72-4649 FAX 0978-72-1284	大分市豊海1丁目1994-132 TEL 097-537-0735 FAX 097-537-0731	住所の変更 TEL 番号の変更 FAX 番号の変更
11	(株)大富大分営業所 井上 雅孝	田邊 貴三	代表者の変更
30	(株)三想 三浦 一郎	三浦 求	代表者の変更
42	たちばな運輸(株) 深井 辰海	石丸 強	代表者の変更

燃 料 情 報

令和2年12月末現在で調査した県内の
軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価格(円)

	価格(県内)		
	最高	最低	平均
スタンド平均	113.0	83.4	98.3
ローリー平均	97.0	80.5	84.7
カード平均	114.0	85.1	97.5

2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	12	32.4
出 光	6	16.2
昭 和 シ ェ ル	5	13.5
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	9	24.3
そ の 他	5	13.5
合 計	37	100.0

区分	月	20年											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
スタンド 平 均	大 分	110.2	107.0	100.6	89.9	84.9	86.6	94.6	94.6	96.6	94.8	94.2	98.3
	全 国	107.9	103.5	95.4	84.1	79.0	84.5	88.2	91.1	91.3	90.2	89.2	92.3
ローリー 平 均	大 分	100.8	95.0	87.6	72.4	72.2	76.7	79.4	82.7	83.5	81.4	81.5	84.7
	全 国	99.4	93.9	84.5	70.9	66.6	73.7	77.3	81.0	81.0	79.7	78.7	82.7
カード 平 均	大 分	106.8	105.6	88.0	87.7	82.5	87.0	88.5	94.7	94.5	94.1	91.4	97.5
	全 国	106.7	101.9	93..	81.8	76.5	83.6	87.5	90.2	90.6	89.2	87.9	92.5

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ(消費税抜きの価格)

注) スタンド:スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表

(令和2年12月)

令和3年1月25日現在
(公社)全日本トラック協会

令和2年12月

単純計算表

地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	94.91	84.27	94.49

令和2年12月

元売別集計表

地区:九州(沖縄除)

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	96.52	83.18	94.70
出光昭和シェル	93.24	85.02	95.34
エクソンモービル			
キグナス			
コスモ	96.93	81.00	92.50
その他		86.41	93.86

令和2年12月

購入量別集計表

地区:九州(沖縄除)

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	96.75	84.06	95.55
30～50キロリットル未満	86.80	87.01	87.37
50～100キロリットル未満		83.84	
100キロリットル以上	86.60	83.31	

令和2年12月

支払期限別集計表

地区:九州(沖縄除)

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	95.58	85.01	91.86
30～60日未満	96.82	83.57	94.15
60日以上	91.72	85.31	114.00

軽油価格推移表

地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令和2年8月	95.14	82.60	91.22
令和2年9月	96.88	82.67	90.78
令和2年10月	95.51	80.55	90.23
令和2年11月	92.24	80.48	88.88
令和2年12月	94.91	84.27	94.49

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（2月16日～3月15日）

日	曜	行 事
16	火	総務・企画委員会（13:30 大分県トラック会館）、「働き方改革関連法」説明会 日田地区（14:00 日田市かんぼの宿）、物流政策委員会（15:00 大分県トラック会館）
17	水	
18	木	
19	金	運行管理者等一般講習（9:00 大分県教育会館）
20	土	
21	日	
22	月	令和2年度第2回地球温暖化対策おおいた市民会議普及啓発部会（10:00 大分市保健所）
23	火	天皇誕生日
24	水	「働き方改革関連法」説明会 宇佐地区（14:00 勤労者総合福祉センター）
25	木	令和2年度第1回運行管理者等特別講習（9:30 大分県トラック会館） 正副会長会（10:00 大分県トラック会館役員室）、臨時理事会（13:00 大分県トラック会館）
26	金	令和2年度第1回運行管理者等特別講習（9:30 大分県トラック会館） 全国適正化事業部（課）長業務連絡会議（13:00 全ト協）
27	土	
28	日	
3/1	月	
2	火	
3	水	
4	木	
5	金	第12回トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会（14:00 大分県トラック会館）
6	土	令和2年度第2回運行管理者試験対策研修会（9:00 大分県トラック会館）
7	日	令和2年度第2回運行管理者試験（13:00 大分県教育会館）
8	月	
9	火	九ト協 専務理事業務連絡会議（15:00 鹿児島市「SHIROYAMA HOTEL kagoshima」） 九ト協 理事会（16:00 鹿児島市「SHIROYAMA HOTEL kagoshima」）
10	水	
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価(円)	ご注文部数
1	運転日報(基本)	100枚	180	
2	運転日報(応用)	100枚	330	
3	乗務日報	100枚	280	
4	日常点検記録簿	1冊	160	
5	日常点検記録簿(トレーラ)	1冊	160	
6	点呼記録表(25名用A)	100枚	620	
7	点呼記録表(25名用B)	100枚	620	
8	点呼記録表(12名用A)	100枚	360	
9	点呼記録表(12名用B)	100枚	360	
10	点呼記録表ファイル(12名用)	1個	1,330	
11	点検整備記録簿	1冊	310	
12	車両管理台帳	1冊	230	
13	運転者台帳	50枚	510	
14	運転者台帳 索引	1枚	25	
15	運転者台帳ファイル	1冊	820	
16	運行管理者届	1枚	60	
17	整備管理者届	1枚	60	
18	運行管理規程	1冊	210	
19	整備管理規程	1冊	160	
20	タコチャート紙 M7-120	1箱	620	
21	タコチャート紙 M7-140	1箱	620	
22	タコチャート紙 M26-120	1箱	620	
23	タコチャート紙 M26-140	1箱	620	
24	ゼロ旗	1枚	1,530	
25	運送約款(掲示用)	1枚	110	
26	運送約款(冊子)	1冊	165	
27	運行指示書(輸送文研社)	1冊	490	
28	運行指示書(アルプス印刷)	30枚	410	
29	事故報告書	1枚	210	

ご住所(〒 -)	お電話 () -
貴社名	担当者名

※ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

引越事業者選びで悩んだら、 このマーク

人生のうちに何度もない引越だから、いい事業者と出会い、安心して納得のいく、いい引越をしてほしい。そんな思いから全日本トラック協会では平成 26 年度より「引越事業者優良認定制度」を開始いたしました。この制度は、引越前の下見や見積り、確かな作業などに関する“引越のルール”を守る事業者を、全日本トラック協会が引越優良事業者として認定するもので、優良事業者には「引越安心マーク」を交付します。



引越の
ルール

1

しっかり下見

事前にお客様のお宅へお伺いし、荷物の量などから作業の段取りを提案します。



引越の
ルール

2

きちんと見積り

下見に基づいた運賃・料金を提示します。契約の重要事項(約款)を説明します。



引越の
ルール

3

確かな作業

建物や家具など適切な保護を行い、安全に運びます。



引越の
ルール

4

お客様窓口を設置

万が一、トラブルがあった際ご相談を頂ける窓口を本社(本部)に設けています。



「引越安心マーク」は、(公社)全日本トラック協会が認定する引越優良事業者のマークです。下見・見積り・確かな作業など、“引越のルール”を守る事業者であることのみならず、

詳しくは…

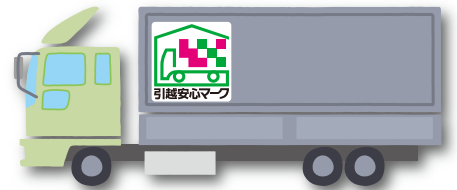


令和3年春、引越をご検討のお客様!

分散引越にご協力を お願いします!

例年、3、4、9、10月の時期は引越のご依頼が集中します。

特に3月から4月に集中することが例年のパターンから予想されます。加えて、最近の人手不足により、混み合う時期は「希望日にある事業者が見つからない」など、ご希望に添えない場合もあります。トラブルのないスムーズなお引越のためにも、混雑時期を外したお引越をご検討下さいますようお願い・ご協力をお願い致します。



2021年引越混雑予想カレンダー



特に混雑が予想されます

 混雑が予想されます

 やや混雑が予想されます

上記を参考に2月以前または5月以降のお引越しの検討をお願い致します



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会